OPINION SLICE
オピニオン・スライス

大阪大学　名誉教授

真嶋潤子さん
Junko Majima

ご経歴

―― 先生は、いつ頃から日本語教師を目指されたのですか？

高校生のときに日本語教師を志し、京都教育大の英文学科に入り、主専攻で英語教員の免許を、副専攻で国語の免許を取りました。

大学卒業後、カナダ、東京、アメリカで日本語教師になるために修行しました。ジョージア大学で学位を取って帰国し、大阪外国語大学国際文化学科日本語講座の助教授として採用され、1995年４月に着任しました。阪神・淡路大震災の年でした。

大学で日本語教育学を教え、日本語教師志望の学部生・大学院生を指導し通算すると３桁程のマスターとドクターの学生を出しました。ほとんどの人は世界中の日本語教育の現場で働いてくれていることが誇りです。

2007年に大阪大学との大学統合を経て、大阪外大は阪大の外国部学部になり、大学院は後に言語文化研究科となりましたが、日本語・日本文化専攻の専攻長を４年間務め、この３月に早期退職しました。

大阪外大のカリキュラム改革

―― 先生は大阪外大のカリキュラムを可視化したと伺いました。

大阪外大には、25の専攻語がありましたが、私が赴任した頃は、それぞれの文学、言語学や、その地域の社会・歴史・経済の先生が多く、「言語を教えること」への工夫が外から見える形ではありませんでした。

他方、学生の語学を学ぶ適性には個人差があり、努力しているのに成果が出ず、苦しむ学生がいます。専攻語の選択は大学受験前の高校生が行うわけで、偏差値のみで専攻語選択する場合もあって、ミスマッチで苦しむ学生もいます。

「１年生は初級、２年生中級、３・４年生上級」といっても、中国語の上級とヒンディー語の上級が同程度かも分からない。そのため、2004年に国立大学が法人化され、改革を外部へ示す必要が生じた際に、欧州評議会のヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages:CEFR）を参照した、大阪外大到達度評価制度を始めました。

―― CEFRとは何ですか？

CEFRは欧州評議会が2001年に発表した指標で、外国語能力のレベルを６つ（A1・A2、B1・B2、C1・C2）に分け、文法の理解度や単語数などの知識量を基準にするのではなく、

その言語で何ができるのかという行動で見ます。入門のA1の人は自分や家族について簡単なことが話せるとか、レベルが上がると、辞書を使いながら新聞が読めるとか、何が「できる」かでポジティブに見ます。

人の往来が盛んな欧州で、国境を越えるたびに言語能力を違うレベルで評価されると混乱します。CEFRで「私、ドイツ語はB1ぐらいできます」と言えば国境を越えてもレベルが分かることとなります。

大阪外大でも、CEFRの枠組みを参照して、25専攻語について、各学年で何ができることを目的・目標にしているのかを出してもらったんです。それを学生便覧に出してもらってホームページにも掲載しました。

CEFRにつき、欧州評議会の姿勢は「強制しない、現場のことを一番分かっているのは現場の先生なので、現場の先生が相談したり、他と比べたりするための共通言語としての枠組みを提供する」というものです。大阪外大でも強制はしませんでした。それでも公開されると、先生も学生も他の言語の様子を見ますよね。記載内容も段々洗練されてきたと思います。

また、海外に留学する学生も、例えば自分は今フランス語のB1なら、フランスで、B1の続きの授業が受けられるようになりました。

ボーフム市庁舎（ドイツ）での歓迎会

日本語教育の参照枠

―― 日本語教育の参照枠も出来たのですね？

CEFRを参考にして、文化庁から「日本語教育の参照枠」が出ています。日本語教育の方法及び学習成果の評価の枠組みです。第１次案が2019年に、第２次案が2020年に出され、私も入っている国語審議会日本語教育小委員会で、今年はその手引きを作成中です。広く日本語教育への理解が浸透すると良いと思っています。

外国から来た子どもの日本語教育
母語を恥ずかしがる子

―― 先生が大阪府下の小学校での日本語教育に関与されるようになったきっかけを教えてください。

2006年頃、大阪府の中国人集中地区の小学校での困り事を知りました。

家庭では中国語、外では日本語という環境で育っている子どもたちは、家庭言語を維持・伸長していけば、どちらの言語でも読み書きもできるバランスバイリンガルになりえます。ところが、日本社会は日本語の圧力が強いので、多言語環境で育つ子どもたちは母語が伸び悩むことが多く、そればかりか、母語を笑われたりいじめられたりした経験が１度でもあると、母語が出来ることを恥ずかしがり母語を話さなくなって、母語しかできない親を隠そうとし、親を尊敬しなくなった結果、親の言うことを聞かなくなることがあります。母語を学ぼうとしない子と母語のみの親が人生の大切なことを話し合えないこともあり、大変根が深い問題です。

宝塚市の事件

―― その頃、宝塚市の事件もあったのですね？

2010年ですが、宝塚市でブラジル出身の中３の女の子が自宅に放火し、ブラジル人実母が亡くなり、日本人養父と半血きょうだいが負傷した事件が起こりました。調査したところ、その女の子が読めたのは小３の教科書まででした。女の子は、５歳でブラジルから呼び寄せられたものの、お母さんは生活するため仕事が忙しく、ポルトガル語をきちんと教える時間も取れませんでした。学校では小学４年生からは急に語彙が増え、社会や理科が難しくなります。学習言語が育っておらず、勉強に躓いているのに本人の努力不足として放置され、居場所もなく阻害された結果の放火だったようです。兵庫県の子どもサポートシステムもこの子には機能しませんでした。そしてその結果の放火事件で、「怖いね」と言って終わって良いのかと私は大変ショックを受けました。

黙って座っていればよしはダメ

―― 外国の子どもは授業が分からなくても放置されていたのですね？

ある小学校の先生に「外国人の子どもは、分かっていなくても黙って座っていればよしとする。支援の方法も分からなかったので。でも、卒

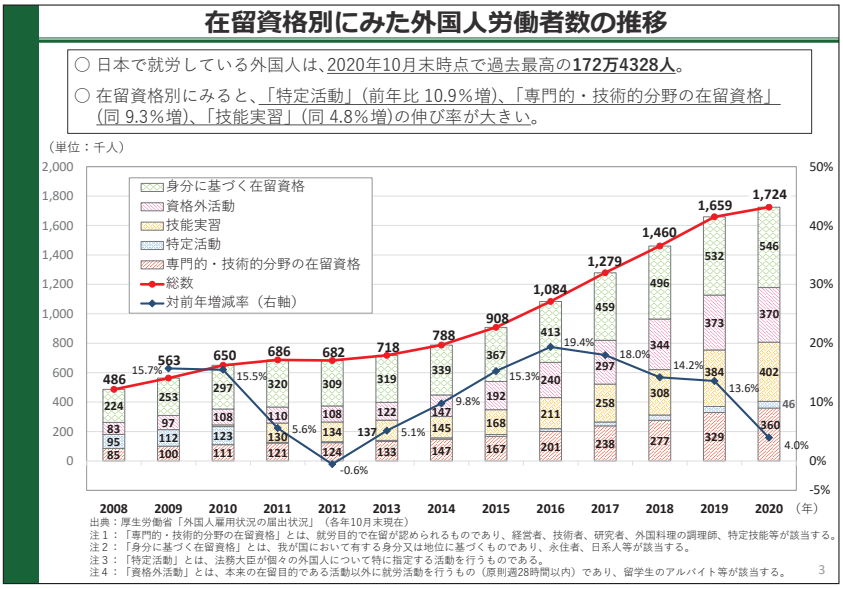

在留資格別にみた外国人労働者数の推移
出典：厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000755657.pdf)

業して中学に行ったあの子どうなったかな。」と言われたこともありました。

中学校は担任との接触は少なくなり、ますます孤立します。それでは中学を続けることも難しくなります。

外国人の子どもの教育への関与

―― そこへ先生が関与を始めたのですね？

そういう状態を放っておけないと、ある大阪府教委の先生の仲介で中国人集中地区の小学校へ通うようになりました。私が指導していた何人かの優秀な中国人留学生にも来てもらい、子どもたちの日本語と母語である中国語の二言語調査を一緒にやりました。

バイリンガルの子どもたちの研究を先駆的にやってこられたトロント大学の中島和子先生にもアドバイスをいただきながら、大阪府の公立小学校で調査を行いました。

「中国語も出来るのは凄いね！」

―― 中国の方が先生として在籍学級以外の教室で指導を行う取り出し授業をされた例があったと伺いました。

私たちが関わらせてもらった中国ルーツの児童が多い公立小学校で、ある年から、元々留学生として来日し大学院を出られた中国の方が常勤講師として採用され、取り出し授業で中国語も使いながら日本語を指導することになりました。その先生は子どもたちのロールモデルとなり、他の先生方も子どもたちに「中国語ができるのはすごいね。」と伝え、中国語ができることは恥ずかしくない、誇らしいことだと価値転換しました。地元の、あるいは学校の先生たちの受け止め方が変わればすぐそれは伝播するので、周りの子たちも「中国語ができてかっこいいな。」となります。子どもたちは、日本語もできる中国人として堂々と生きていくよう指導され、卒業式では卒業生が１人ずつ演壇で決意表明をするんですが、中国語ができる子は中国語と日本語の２言語で行います。ビデオ録画していた保護者は泣いている人もいました。

その中国人の先生が来られたことで、保護者会の出席率が２割ぐらいから100％になったそうです。それまでも通訳付きの保護者会をしていたそうですが、中国人の先生は中国の学校文化を知った上で中国語で丁寧に日本の学校の説明をするので保護者の分かり方が全然違い、仕事を休んでででも保護者会に行くそうです。PTA の役員をやる保護者も出てきたとすごく喜ばれていました。

中国語調査：母語の大切さ

―― 現地の言葉の習得に集中した方がよいのか、母語も大事にすべきかをお教えください。

調査して分かったことは、「何もなくさない日本語教育」が良いということです。私は、中国ルーツの子が２割以上いる小学校で、日本語と中国語の会話能力と読書能力を、

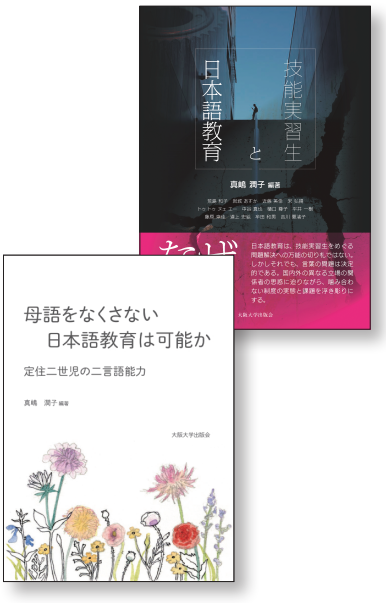

１、３、５年生で縦断的に調べることができました。その子たちはほとんどが日本生まれなので、正式な中国語の教育を受けたことはありません。「聞いて分かる」、「話せる」、「読むこともできる」という３段階に分けると、“読むこともできる子”は少しはいて、その子たちは何と日本語の読解力が伸びているんです。なので、母語が日本語を邪魔するというのは実は間違いで、特に認知力形成期の子どもたちにとって、考えを巡らそうとするときに日本語がまだ十分に使いこなせない場合、母語がしっかりしていてそれで物を考えられると「分かった」という喜びがあります。また、それを日本語の学習にも利用できるのですごく良いんです。カナダのバイリンガル教育第一人者のカミンズ先生が提唱された「二言語相互依存仮説」と言います。また、母語ができると親が喜びますよね。親に褒められて情緒の安定が図られると、日本の学校での勉強にも集中できるといういい循環に行くんです。

母語を大事にしないと、どこかの段階で母語なんか要らないとか、親のことをばかにしたり、もう話したくない、嫌いというふうになってしまう。かといって、日本語を毎日サポートしてくれる人もいるわけではないという状況だと、すごく不安定になって、下手をするとダブルリミテッドと言われるどちらの言語でも自己表現が十分できないというふうな状態になってしまう。言葉で自己表現ができないとストレスが溜まってしまい自分や他人を傷つけたりしてしまうことにも繋がります。

不就学児

―― 外国人の子どもには、学校へ行っていない不就学児もいると聞きました。

これは大変なことだと思います。日本語教育推進法を追い風に、文科省が外国人の不就学児の全国一斉調査をしました。様々な理由で学校に通っていない子どもの存在が確認されています。親が外に働きに出ている間、弟や妹の面倒を見たり家事をしているので学校に行けないという子や、親が日本語が分からず情報を得ていないなどですが、その実態を市町村の教育委員会の中には把握できていないところがありました。ようやく一斉調査を行い、一応全員把握をするようになりました。2019年に文科省が把握した中で、10万人の外国人の子どものうち、約２万人は不就学です。

日本語補習

―― 米国やカナダではほとんどの公立学校にESL（English as Second Language）のクラスがありますね。

子どもも初期指導をした後で少しずつ母語も使いながら教えていく等、スムーズにソフトランディング出来るような支援をしないとうまくいきません。来日時の年齢や母語の到達度によっても違いが出ます。

北米ではほとんどの公立学校にESLがあり、外国から来た子は、自分の所属するクラスはあるものの、英語の能力に応じ、取り出し学習で、ESLに行く。ESLの先生は外国から来た子の言語が出来るわけではないけれど、英語を個別指導的にじっくり教え、子供たちを学校に馴染ませていきます。

日本でも、2014年に法律が変わり、取り出しで日本語指導（「特別の教育課程」）をするなら、その予算ももらえて先生も増やせるんですけれ

第４章　やさしい日本語の変換例

実際の書き換え例を紹介します。
ステップ１、ステップ２で気を付けるポイントを解説します。

変換例　住所の届出

元の文章

新規の上陸の許可を受けて日本に入国した場合
在留カードが交付された方（後日交付となった方を含む。）は、住所を定めた日から14日以内に、在留カード（後日交付となった方はパスポート）をお持ちになってお住まいの市町村において転入の届出をする必要があります。ご家族と一緒に日本で暮らす方については、ご家族の関係（続柄）を証明する文書（本国の政府などの公的機関が発行したもので、婚姻証明書、出生証明書など）が必要となります。

ステップ１　日本人にわかりやすい文章
・伝えたいことを整理して、情報を取捨選択する
・３つ以上のことを言うときは箇条書きを使う

新規の上陸許可を受けて日本に入国した場合
・住所を定めた日から14日以内に市区町村に転入の届出が必要です。
・届出の際は在留カード（後日交付の人はパスポート）を持参してください。
・家族と一緒に暮らす場合は、婚姻証明書や出生証明書などの
家族関係を証明する公的な文書も必要です。

ステップ２　外国人にもわかりやすい文章
・簡単な言葉を使う（難しい言葉を使わない）
・漢字の量に注意して、ふりがなをつける

日本の住所が決まったとき
・住所が決まってから14日以内に、住所がある町の役所に「転入届」を出します。
・役所には、パスポートが「在留カード」を持っていきます。
・日本人ではない家族と住む人は、家族の関係がわかる書類も持っていきます。

13

変換例　在留資格の取得（出生）

元の文章

父母が共に外国籍の場合、出生届が受理されると、子供が生まれた日から60日の間は、在留資格を有することなく住民票が作成されます。子供が生まれた日から60日を超えて日本に滞在しようとする場合は、子供が生まれた日から30日以内に最寄りの地方出入国在留管理官署において、在留資格の取得申請をする必要があります。

ステップ１　日本人にわかりやすい文章
・伝えたいことを整理して、情報を取捨選択する
・一文を短くする（一文で言いたいことは１つだけ）

日本で生まれた子供が、
・日本国籍を持たない
・出生後60日を超えて引き続き日本に滞在したい
ときは、出生した日から30日以内に、地方出入国在留管理局で在留資格取得の申請を行う必要があります。

ステップ２　外国人にもわかりやすい文章
・簡単な言葉を使う

日本で生まれた赤ちゃんが生まれて、
・赤ちゃんの国籍が日本ではない
・生まれてから60日より長く日本にいる
とは、家の近くの入管（出入国在留管理局）に書類を出して赤ちゃんの「在留カード」をもらいます。
生まれてから30日以内に、役所でもらった書類を持って、入管に行きます。

変換例　集合案内

元の文章　会社指定の作業服、ヘルメット、手袋を着用して、昨日と同じ時間に集まってください。

ステップ１　日本人にわかりやすい文章
・３つ以上のことを言うときは箇条書きを使う
・外来語はほかに適切な表現がない場合のみ使う（説明を補記する）

昨日と同じ時間に、
・会社指定の作業服　・ヘルメット（頭を守るもの）・手袋
を持って集まってください。

ステップ２　外国人にもわかりやすい文章
・曖昧な表現を使わない（はっきりと時間表記する）

2020年○月○日午前８時に、
・会社が決めた作業服　・ヘルメット（頭を守るもの）・手袋
を持って会社に来てください。

14

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
出典：出入国在留管理庁ホームページ
(https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)

ども、人材不足や支援の必要性が十分に理解されないなどの課題があり、不就学ではなく学校には来ているのに日本語もわからないまま放置される子が日本で何万人もいるわけです。

母語での教育も正式に受けていないその子たちは下手をすると中途半端な日本語しかできない大人になるわけです。母国に帰っても母国に馴染めないし、日本にいるしかない。色々な才能が伸ばせたかもしれない人材を、その言語ができる先生や日本語教育の専門家がいないからということで放置する、それは駄目でしょう。そもそも子どもは自分で望んだわけでもないのに、日本に連れてこられたわけで、不利益を被るのは理不尽です。母語を使うことも基本的人権の一種だと思いますし、日本語での授業についていけるように特別支援をする必要はあり、改善すべき点は多々あると思います。

人材不足も深刻です。教員養成課程でも日本語教育を必修科目にしていません。

技能実習生、大人の日本語教室

―― 日本語教育推進法ができて、大人の日本語教育もやっていきましょうとなりましたが、実情はいかがでしょう？

日本には「高度人材」と呼ばれる専門性の高い外国人就労者もいる一方で、過酷な単純労働に従事する技能実習生がコロナ禍の現在も40万人以上いますが、その日本語教育は不十分です。

大人の日本語教育として、文化庁

が推進しているのは、まず目的を大きく「生活」「留学」「就労」の３分野に分けて、「生活」に必要な日本語を全国どの地方自治体でも国際交流協会による無料の日本語教室を開講するようにすることです。それは、例えば技能実習生の受け入れ機関（企業）等に日本語教師を派遣することは難しい場合でも、地域に日本語教室をつくって、そこに通ってもらうということで日本語教育の機会を保障していこうとしているように見えます。外国人労働者の就労は今後、「介護」分野でももっと増えそうです。

この日本語教育の到達目標も日本語で何ができるようになりたいのか、具体的な「行動」を基準とする考え方を提案しています。例えば半径５メートルの人と日本語で話ができるようになりたいというなら、そこで必要な場面をピックアップして必要な会話ができるようにするといったことになるので、「日本語能力試験」といったペーパー試験になじむ到達目標にこだわらなくてもいいと思います。

成功事例もたくさんあって、「『日本語教育の参照枠』の手引き」の中に参考になる事例が幾つか載る予定です。日本に来ている外国人のうち、英語が通じる割合は実は多くありません。外国語に苦手意識を持つ必要はありません。外国人にも理解できる、やさしく分かりやすい日本語を話して外国の方と共生していけるようにするための参考になればと思っています。

―― 外国人に日本語教育を提供しないことはとてももったいないことですね？

お金も時間も手間もかかるけれども、将来マルチリンガルの人が増えるという長い目で見ると、社会を豊かにする先行投資だと思って進められると良いと思います。

日本で学んだ人が将来母国に帰ってしまったとしても、日本に行ってよかったよと言えるのと、日本になんか絶対二度と行くものかと思うか…。

日本の国際社会でのプレゼンスをモノやカネではなくてソフトパワー、人材育成で下のほうから上げていければいいなと思います。

2021年（令和３年）７月22日（木）

［インタビュアー：飯島奈絵
副島久満子
松本千賀
三好吉安］